令和8年10月
小千谷警察署

速　度　等　取　締　り　指　針

小千谷警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
県道坪野三仏生線	8:00～19:00	国道17号～小粟田交差点	40キロ
国道351号	7:00～19:00	長岡署境界～高梨交差点	40キロ
国道17号	8:00～18:00	小千谷署管内全域	法定速度

上記の他、通学路及び生活道路における速度取締りに重点を置きます。

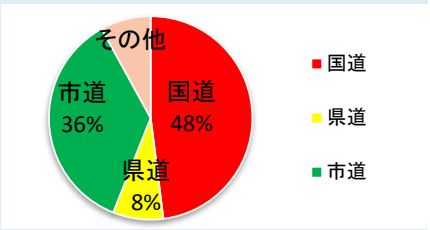
小千谷警察署の交差点関連違反の取締り重点（信号無視・一時不停止・横断歩行者妨害等）

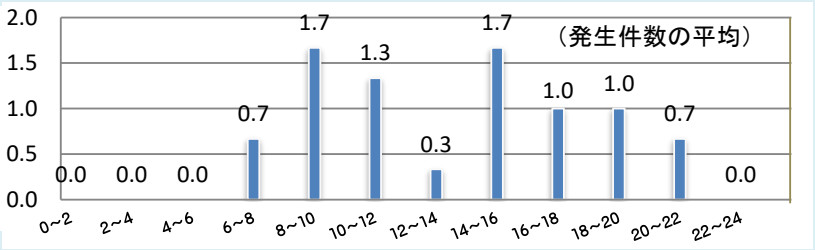
重点場所	小千谷市街地
重点時間帯	7:00～9:00/14:00～18:00（通勤、通学時間帯）

★　重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施します。
★　管内の交通事故実態を踏まえた交通指導取締りを推進します。

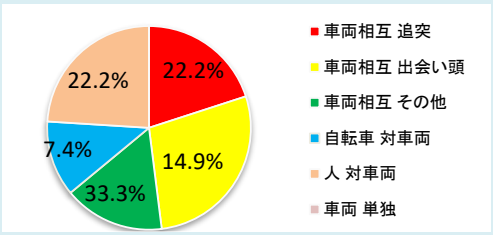
小千谷警察署管内における交通事故実態

過去3年の10月から12月期の路線別・時間帯別交通事故発生状況





過去3年の10月から12月期の事故類型別交通事故発生状況



▼路線別では国道が全体の48%を占めている。
▼8～10時、14～16時の発生が最も多く、次いで10～12時の時間帯が多い傾向にある。
　日没前後の事故が増加傾向にある。
▼事故類型別では「車両相互」の割合が約70%と最も高く、追突や出合い頭が多い。
　「人対車両」の割合は全事故の約22%であった。

上記の交通事故実態から、朝夕の通勤、通学時間帯に交通事故が多発する傾向にあることから、同時間帯における交通指導取締りとパトカーや制服警察官を見せる街頭活動を強化する。

その他の交通指導取締り要点

○ 飲酒運転・無免許運転を始めとする悪質・危険違反の取締りの推進
○ 交通事故に直結する横断歩行者妨害等の交差点関連違反の取締りの継続
○ 自転車利用者へのヘルメット着用広報の推進と悪質違反者に対する取締りの強化
○ 高齢者（運転者、歩行者）に対する街頭指導の強化と交通事故防止対策の推進